

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、後期高齢者医療保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大月市長

## 公表日

平成27年9月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者の各種資格に関する届出の受付、被保険者証等の交付及び返還、医療給付に関する申請・届出の受付、保険料に関する届出の受付等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①被保険者等の資格に関する届出受付            ②医療給付に関する届出受付・所得区分等の確認            ③保険料の賦課            ④保険料の収納、還付充当を行う収納管理事務            ⑤督促状等送付や滞納整理を行う滞納整理事務            ⑥後期高齢者医療広域連合との事務</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療標準システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル、後期高齢者医療標準システム情報連携ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第59項 平成26年内閣府・総務省令第5号第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号および別表第二            【情報提供】83項            【情報照会】82項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号            【情報提供】43条            【情報照会】43条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民課・税務課
②所属長	市民課長 天野 淳・税務課長 村上 明人
6. 他の評価実施機関	
-	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	市民生活部市民課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8037
	市民生活部税務課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8020

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市民生活部市民課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8037
	市民生活部税務課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8020

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる
-------------------

